

第1号様式（第9条関係）

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等実地指導の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり実地指導を実施するので通知します。

実地指導に際しては、実施日当日に準備すべき書類及び事前に提出を要する書類等について、遺漏のないよう準備願います。

また、実地指導実施日における施設長、役員及び関係職員の出席について、御配慮願います。

記

- 1 実地指導の根拠規定及び目的
- 2 実地指導の対象
- 3 実地指導の実施日時及び場所
- 4 検査員職氏名
- 5 実地指導日当日に準備すべき書類
- 6 事前に提出を要する書類及び提出期限日
- 7 提出先

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等実地指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した実地指導において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、貴施設において審議の上、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。

また、実地指導当日、口頭にて指摘した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 改善報告書
 - (2) 添付書類
- 2 提出期限
- 3 提出先

第2号様式(2) (第9条関係)

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等実地指導の結果について (通知)

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した実地指導において、文書により指摘する事項は認められませんでした。

なお、実地指導当日、口頭にて指摘した事項については、速やかな改善を図ってください。

第2号様式(3) (第9条関係)

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等実地指導の結果について (通知)

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した実地指導において、指摘事項はありませんでした。

年 月 日

武蔵村山市長 殿

法人名
代表者 職・氏名



改善報告書

年 月 日付記号番号により通知のあった改善報告を要する指摘事項について、別紙のとおり報告します。

記

1 改善報告書（提出書類の種別にチェックをすること。）

	改善報告書（実地指導に係る指摘事項）（別紙1）
	改善報告書（監査に係る指摘事項）（別紙2）
	改善報告書（勧告事項）（別紙3）
	改善報告書（命令事項）（別紙4）

2 関係書類（書類の名称を記載すること。）

改善報告書（実地指導に係る指摘事項）

施設名：

実地指導実施日： 年 月 日

改善を要する事項	具体的な改善状況又は方策	改善の時期 (期限)

【記載上の注意】

- 改善を要する事項： 指導監査結果通知書に記載された「改善を要する事項」の全文を転記すること（根拠法令等の記載は不要）。
- 改善状況又は方策： 改善に要する事項別に、その改善状況又は方策について、**具体的に記載**すること。
- 改善の時期(期限)： 「〇月〇日以降改善済」又は「改善中」、「〇月〇日までに改善する予定」等、**具体的に記載**すること。

改善報告書（監査に係る指摘事項）

施設名：

監査実施日： 年 月 日

改善を要する事項	具体的な改善状況又は方策	改善の時期 (期限)

【記載上の注意】

- 改善を要する事項： 指導監査結果通知書に記載された「改善を要する事項」の全文を転記すること（根拠法令等の記載は不要）。
- 改善状況又は方策： 改善に要する事項別に、その改善状況又は方策について、**具体的に記載**すること。
- 改善の時期(期限)： 「〇月〇日以降改善済」又は「改善中」、「〇月〇日までに改善する予定」等、**具体的に記載**すること。

改善報告書（勧告事項）

施 設 名：

勸 告 日： 年 月 日

勧告事項	具体的な改善状況又は方策	改善の時期 (期限)

【記載上の注意】

- 勧 告 事 項： 勧告書に記載された「勧告事項」の全文を**転記**すること（根拠法令等の記載は不要）。
- 改善状況又は方策： 勧告事項別に、その改善状況又は方策について、**具体的に記載**すること。
- 改善の時期(期限)： 「〇月〇日以降改善済」又は「改善中」、「〇月〇日までに改善する予定」等、**具体的に記載**すること。

改善報告書（命令事項）

施 設 名：

命 令 日： 年 月 日

命令事項	具体的な改善状況又は方策	改善の時期 (期限)

【記載上の注意】

- 命 令 事 項： 命令書に記載された「命令事項」の全文を**転記**すること（根拠法令等の記載は不要）。
- 改善状況又は方策： 命令事項別に、その改善状況又は方策について、**具体的に記載**すること。
- 改善の時期(期限)： 「〇月〇日以降改善済」又は「改善中」、「〇月〇日までに改善する予定」等、**具体的に記載**すること。

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第 条の規定に基づき、下記のとおり監査を実施するので通知します。

監査に際しては、実施日当日に準備すべき書類及び事前に提出を要する書類等について、遺漏のないよう準備願います。

また、監査実施日における施設長、役員及び関係職員の出席について、御配慮願います。

記

- 1 監査の根拠規定
- 2 監査の対象
- 3 監査の実施日時及び場所
- 4 検査員職氏名
- 5 監査日当日に準備すべき書類
- 6 事前に提出を要する書類及び提出期限日
- 7 提出先

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



特定教育・保育施設等監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第 条の規定に基づき 年 月 日に実施した監査において、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、貴施設において審議の上、速やかに改善を図るとともに、下記のとおり報告してください。

また、監査当日、口頭にて指摘した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

- 1 提出書類
 - (1) 改善報告書
 - (2) 添付書類
- 2 提出期限
- 3 提出先

記 号 番 号
年 月 日

法人名

代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



勸 告 書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第 条の規定に基づき、年 月 日に実施した監査の結果、武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年武蔵村山市条例第22号）又は特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）等を遵守していないことが認められましたので、法第 条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、法第 条の規定に基づきこの勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、その旨を公表し、また、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命じることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示するとともに東京都知事に通知することとなります。

記

- 1 施設名
- 2 勧告事項
- 3 改善期限

- 4 改善報告書の提出先

- (1) 改善報告書（勧告事項）（第3号様式別紙3）にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

- (2) 改善状況を確認するために、施設の訪問等を行うことがあります。

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31条）別記第1に準じた文を付すこと。

記 号 番 号
年 月 日

法人名
代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



命 令 書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）第 条の規定に基づき、 年 月 日付記号番号で勧告をしたところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、法第 条の規定に基づき下記のとおり改善を命じます。

また、この旨について公示するとともに、東京都知事に通知します。

なお、この命令に係る期限までに、改善に係る措置がとられない場合は、法第 条の規定に基づき、確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

- 1 施設名
- 2 命令事項
- 3 改善期限
- 4 改善報告書の提出

(1) 改善報告書（命令事項）（第3号様式別紙4）にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 改善状況を確認するために、施設の訪問等を行うことがあります。

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31条）別記第1に準じた文を付すこと。

記 号 番 号
年 月 日

法人名

代表者 職・氏名 様

武蔵村山市長



確認の取消し等通知書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）第 条の規定に基づく確認について、法第 条に該当する違反又は不正等が認められたため、同条の規定に基づき、確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止を通知します。

記

1 施設名

2 取消し等の種類

	確認の取消し
	確認の全部の効力停止
	確認の一部の効力停止

3 取消し等の理由

	法第40条第1号又は法第52条第1号に該当
	法第40条第2号又は法第52条第2号に該当
	法第40条第3号又は法第52条第3号に該当
	法第40条第4号又は法第52条第4号に該当
	法第40条第5号又は法第52条第5号に該当
	法第40条第6号又は法第52条第6号に該当
	法第40条第7号又は法第52条第7号に該当
	法第40条第8号又は法第52条第8号に該当
	法第40条第9号又は法第52条第9号に該当
	法第40条第10号又は法第52条第10号に該当
	法第52条第11号に該当

4 取消し等の効力発生日

（日本産業規格A列4番）

備考 武蔵村山市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成17年武蔵村山市規則第31条）別記第1に準じた文を付すこと。